

男鹿市告示第24号

男鹿市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月19日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示
男鹿市地域おこし協力隊設置要綱（令和2年男鹿市告示第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(協力隊員の任期)</p> <p>第4条 協力隊員の委嘱期間は、<u>1年以上3年以内</u>とする。 ただし、<u>協力隊の活動として地場産業等に従事する協力隊員が、次に掲げる要件の下、任期終了後に当該地場産業等に係る起業又は事業承継を行うため、3年を超えて当該活動を行うことを希望し、市が活動期間の延長が必要と認めた場合は、2年を上限として延長し、</u>最長5年とすることができるものとする。</p> <p>(1) <u>当該地場産業等が、地域における存続又は承継が必要なものとして市が認めるものであること。</u></p>	<p>(協力隊員の任期)</p> <p>第4条 協力隊員の委嘱期間は、<u>1年以内とし、最長3年まで延長することができるもの</u>とする。ただし、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員（令和元年度から3年度までに任用された者に限る。）が、3年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、委嘱期間を2年を上限として延長し、</u>最長5年とすることができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。</u></p> <p>(3) <u>男鹿市内に定住すること。</u></p> <p>(4) <u>男鹿市内で起業又は事業承継を行うこと。</u></p>	
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。